

平成 28 年度 第2回千代田区男女平等推進区民会議議事録

日 時	平成 28 年 7 月 15 日 (金) 18 時 30 分～20 時 30 分		
会 場	千代田区役所 4 階 401 会議室		
委 員	会 長	三浦 まり	(上智大学教授)
	副会長	鈴木 浩子	(明星大学特任准教授)
	委 員	五十嵐 裕美子	(弁護士)
	委 員	土堤内 昭雄	(ニッセイ基礎研究所 主任研究員)
	委 員	児谷 文子	(千代田区婦人団体協議会)
	委 員	櫻井 紀子	(千代田区民生・児童委員協議会)
	委 員	高椋 輝彦 (欠席)	(東京都青年会議所千代田区委員会)
	委 員	原田 裕美	(ちよだ女性団体等連絡会)
	委 員	小瀬村 幸子 (欠席)	(東京海上日動火災保険株式会社 人事企画担当次長ダイバーシティ推進チーム)
	委 員	笠井 輝幸 (欠席)	(連合千代田地区協議会 副議長)
	委 員	平野 茂 (欠席)	(東京都労働相談情報センター相談調査課長)
	委 員	内山 宝	(千代田区教育委員会子ども部指導課指導主事)
	委 員	岡戸 大	(区民公募委員)
	委 員	千野 彩佳	(区民公募委員)

資料

- 資料 1 提言の構成について (第 1 回会議でのご意見まとめ)
- 資料 2 千代田区男女共同参画等についてのアンケート調査報告書 (区民会議用概要版)
- 資料 3 千代田区の人口・就業等の現状
- 資料 4 第 5 次千代田区男女平等推進行動計画の全体像 (たたき台)
- 参考資料 千代田区子育て応援ガイドブック

開会

三浦会長：それでは定刻になりましたので、始めさせていただきます。本日はご多忙のところ、お集まり頂きましてありがとうございます。只今から平成28年度第2回千代田区男女平等推進区民会議を開催致します。まず始めに、本日ご欠席の委員をお知らせ致します。高棕委員、小瀬村委員、笠井委員、平野委員の4名からお仕事の都合でご欠席との連絡を頂戴しております。本日は18時半から20時半まで、2時間の会議を予定しております。休憩時間は特に取らない予定ですので、トイレ等は皆さま適宜よろしくお願い致します。また今回から本会議は公開で実施致しますので、傍聴の方がいらっしゃるかも知れませんが、今の所はいらっしゃるようでございますけれども、傍聴の方がいらっしゃる可能性もございますのでどうぞよろしくお願い致します。まず始めに本日の配布資料の確認を事務局からお願い致します。

事務局（小阿瀬課長）：それでは配布資料の確認をさせていただきます。先日開催通知と共に資料1から資料4について事前にお送りし、既にお手元にお持ち頂いているかと存じますが、資料4については机上に配布してあるものと差し替えをお願いいたします。お送り致しました内容に、裏面を加え、区の上位計画であります「ちよだみらいプロジェクト」の男女共同参画の分野の箇所が掲載してございます。その他の資料、本日お持ちでない方がいらっしゃいましたら、事務局までお申しつけください。よろしいでしょうか。本日の会議で使用致します資料を改めまして確認させていただきます。一番上に本日の次第です。続いて資料1として「提言の構成について」。資料2として先日実施致しましたアンケート調査報告概要版です。次に資料3「千代田区の人口・就業等の現状」について。次に資料4として「計画の全体像、たたき台」でございます。最後に参考資料として「千代田子育て応援ガイドブック」をお配りしております。不足はございませんでしょうか。それと、本日千代田区の男女共同参画等についてのアンケート調査の報告書として暫定版となっておりますが、別添えでご用意させていただきます。こちらもご確認頂ければと思います。よろしいでしょうか。なお追加のご連絡でございますが、本区民会議の議事録ですが、区のHPに掲載をさせて頂ければと思います。前回第1回の議事録も今回掲載しておりますので、区のHP等御覧頂ければと思います。説明は以上です。

三浦会長：はい。ありがとうございました。それでは本日の議事を最初に確認致します。議題1として5月に開催しました「第1回会議の振り返り」を区よりご説明頂きます。次に議題2として「提言の構成について」を区よりご説明頂いた後、皆さまからご意見を頂きます。続いて議題3として千代田区男女共同参画等についてのアンケート調査の結果報告を創建さんより頂きます。議題4は「千代田区の人口・就業等の現状」について、創建さんよりご説明を頂き

ます。続いて議題 5 では「第 5 次千代田区男女平等推進行動計画の全体像（たたき台）」を取り上げます。議題 5 では前回のご意見を反映させながら、ご議論頂ければと思っております。本日も大変議題が多くございますので、皆様のご協力をよろしくお願いたします。また本日頂いた意見を 9 月の段階で反映させるという事ですので、今日はなるべく多くご意見を頂戴したいと思っておりますので、その点もどうぞよろしくお願い致します。では早速議題 1 「第 1 回会議の振り返り」を国際平和・男女平等人権課、小阿瀬課長にお願い致します。

事務局（小阿瀬課長）：それでは第 1 回会議の振り返りという事で、ご説明させていただきます。

5 月 26 日火曜日、18 時半から 20 時半まで、この区役所 6 階において第 1 回の区民会議を開催させて頂いております。内容については顔合わせという事で、最初自己紹介を頂いた後、会議の進め方などについて説明させて頂いております。この時に会長、副会長の選出という事で、三浦会長、鈴木副会長に快くお引き受けを頂いております。その後、報告協議事項と致しまして、第 4 次行動計画の進捗状況についてご報告をさせて頂きました。この中では全てではないですが、事業を何個か取り上げさせて頂いて、ご説明させて頂いております。その他、前期区民会議における議事のまとめという事で、頂いた課題などのご説明をさせて頂いております。その後、千代田区の特定事業主行動計画という事で政策経営部人事課の方から概要の説明をさせて頂きました。この他第 5 次行動計画の策定の進め方という事で、検討のスケジュールや、第 5 次行動計画策定に向けての提言書の構成などについてご説明させて頂いております。前回様々なご意見を頂いたところで、頂いたご意見につきましてはこの後、次第にございますが提言や体系などの計画に生かさせて頂ければと思っております。なお前回ご質問を頂いた事項のうち、ご回答出来なかったものが 2 件あり、本日お伝えさせていただきます。1 点が三浦会長から頂きました、体系の変更の件についてでございます。もう 1 点が岡戸委員から頂きましたお子さんの一時預かりの件についてです。三浦会長の体系の件ですが、資料 4 を御覧ください。第 4 次の行動計画一番左の基本理念というところがあります。こちら「ちよだみらいプロジェクト」、千代田区第 3 次基本計画という流れから来ておまして、こちらの基本理念に関する部分というのは変更することが出来ない形になりますが、それより右に書いてある基本的な考え方から以降、右の欄については、全て変更可能という事でございますので、この後ご議論頂いて、9 月の案でまた変更が出来れば良いと考えております。続いて岡戸委員から頂いたお子さんの一時預かりの件についてですが、別に千代田区子育てガイドブックというのを付けております。そちらを御覧ください。こちらの 22 ページに掲載があります。お問合せは、生後

5, 6 か月前のお預かり頂く期間があるかという事でしたが、あるようです。一つは児童館の一時預かり保育の中で、2 番の「拡大型一時預かり保育」、こちらについては生後 4 か月から就学前のお子さんという事になっています。手続き等で事前に登録が必要であります。お隣の 23 ページには「保育園・子ども園等の一時保育」がございまして、各保育園ごとという事にはなりますが、生後 57 日から就学前のおさんが対象になっていますので、詳しくは 30 ページの方を御覧頂きますと、各区立保育園、私立認可保育園、保育的施設、認証保育所などの一覧があります。一部の施設によっては 2 歳児から 3 歳児からとなりますが、こういったものも実施されているという所であります。戻って頂き、25 ページの方には、支援者が派遣するというタイプになりますが、6 番の千代田子育てサポートという事で、ご自宅へ子育て家庭支援者が派遣されるというようなものもあります。区内在住で 7 日以降の乳児から小学校 6 年生までが対象で、これも手続きや事前に登録が必要です。その下、子どもショートステイ、宿泊型預かり保育という事で、こちらは宿泊型のものになっています。こちらガイドブックに詳細が掲載されておりますので、後ほど御覧頂くという事で回答とかえさせていただきます。説明は以上です。

三浦会長：はい。ありがとうございます。それでは資料 1 について何かご質問・ご意見はございますか。資料 1 の提言の構成はそのまま第 5 次計画に反映されていく訳ですが、今の II の提言の所は第 4 次計画をそのまま持ってきている。という事ですので、もし見直して行くという事であればご意見いただければと思います。資料 4 でまた後程お話頂きますと、これは対応関係にありますので、今ご意見頂いても、あるいは 4 を検討するときにご意見いただくという事で 2 度チャンスはありますが、まずは資料 1 に関して何か。なるべく今日はたくさんご意見を頂戴したいというのが会議の主旨でございますので、どなたからでも是非ご意見頂けるとありがたいです。いかがでしょうか。

事務局（小阿瀬課長）：よろしければ資料 1 をご説明させていただきます。

三浦会長：ではお願いします。

事務局（小阿瀬課長）：それでは続きまして資料 1 についてご説明させていただきます。提言の構成についてという事ですが、あくまでもたたき台という事でございまして、前回 23 年度の提言書をそのまま元に、区民会議から頂いたご意見や、現在の状況などをプラスして作成したものになっています。これから約 3 か月かけ、提言書を作成していきますが、今回イメージとして御覧頂ければと思いますのでよろしく申し上げます。資料 1、提言の構成について（第 1 回会議でのご意見まとめ）を御覧ください。まず提言の位置づけという事なんです、こちら第 5 次千代田区男女平等推進行動計画の策定にあたって、提言書を策定していくものとなっております。こちらについては第 5 次行動計画策定の背

景となる社会状況や、また千代田区の課題を取りまとめた上で計画の内容に関する視点、意見、提案をしていくものとなっています。区では頂いた提言を元に第 5 次計画を策定していくという方向になっています。提言の構成についてです。■の 2 番目ですが、こちら二部構成という事で現在考えており、案としてお示しさせて頂いている所になっております。一つは提言の基本的な考え方という所と、二つ目は計画内容への提言。この大きく二つの枠で提言書の方が現在の案という形になっております。基本的な考え方の方では、一つは男女共同参画の政策動向という事で、社会的な動向だとか、国や東京都の動き、千代田区の動き、こういった社会の動向について掲載をしていくというところになります。2 番ではこれらの状況に応じて、千代田区の課題という事で、人口、就労状況であるとか、出生率などの統計、進捗状況を踏まえた事業の評価、今回開催しましたアンケート調査の結果等から課題などを抽出して整理していくのだという風に思っております。二つ目の計画内容への提言ですが、こちらも現在そのまま体系になってくる部分ではありますが、基本的な考え方という事で掲載を致しまして、その後目標値という事で、男女平等意識の定着、暴力をなくし、安全・安心な社会の実現、4 番あらゆる分野の女性の参画推進、5 番暮らしや働き方の変化に対応した支援の充実、6 番推進体制の充実というところで、この 2 番から 6 番については第 4 次を踏襲しているような形で掲載しております。これも資料 4 でもこの後お話ししますが、資料 4 の体系になる部分という事ですので、今度のご議論の中では変更になってくる部分でございます。7 番その他と致しまして、新たな視点からの提言という事で、これは前回頂いた区民会議からの意見ですとか、社会状況の変化、法律が施行されたりとか、それに基づいて国の施策、計画など出来ている関係の中で新しいものも盛り込んでいくという事で、一つは仕事と生活が調和する社会の推進。これはワーク・ライフ・バランスに関する事になりますけれども、男性中心型労働慣行や男性の働き方の転換推進に向けてというような、働き方改革について触れたり、またこれも前回の区民会議の方でもご意見頂きましたけれども、LGBT 等、性の多様性についても提言の中で盛り込んでいく方向が良いかという所で、案を出させて頂いております。なお 8 番の目標設定というところですが、こちらについては新たにこの 8 番を設けまして、数値目標の在り方とか設定について載せて行く方向というところで考えております。提言の内容というか方向、イメージとしてこのような形になっておりまして、裏面以降御覧頂ければと思いますが、こちらについては前回区民会議の方で頂いたご意見です。1 ページ目の計画の内容への提言のところの 2 番から 6 番に、それぞれ落とし込んだものとなっております。提言に繋がるご意見という事です。二つ目の■、暴力をなくし、

安全・安心な社会の実現というところでは、被害者支援に関する事や男性の性暴力、児童虐待等様々なご意見を頂いているところです。またあらゆる分野の女性の参画推進のところでは、女性の意識ですとか、政策決定への参画についてご意見を頂いております。またその意識という所ではキャリア形成に関する事のご意見であるとか、政策決定への参画という事であれば防災の事についてのご意見というのも頂いております。暮らしや働き方の変化に対応した支援の充実では、子育て支援に関する事についてご意見を頂いております。その他新たな視点からの提言という所では、仕事と生活が調和する社会の推進、こちらワークバランスに関する事ですが、子育ての支援に関する事、またその他働き方改革、男性の働き方の転換推進に向けてという事で、男性の働き方についてご意見を頂いたりとか、LGBT 等、性の多様性という事でご意見も頂いている所でございます。一方で意見がないところもございます。男女平等意識の定着に関する事、2枚目の表のページに記載されている推進体制の充実について。2枚目の裏面の方に行って頂きますと、目標設定について。こちらについての意見がない状態ですので、この辺のご意見も今日頂けたら大変ありがたいです。提言の構成についてのご説明は以上です。

三浦会長：はい、ありがとうございます。改めまして資料 1 の構成に関してご自由にご意見よろしくお願ひします。私から計画の構成の確認ですが、そんな厚いものではない、16 ページくらいのものであります。それを最終的にこの会議で作成する事になるのですが、そこでは最初に全体のこの 1 の提言になる、資料 1 にあります 1 と同じように基本的な考え方をまず示して、その目標が 1 から 6 まであるんですね。その後更に提言という事で 10 番まであるんですが、目標の 6 個と提言の 10 というのは何か対応されているのでしょうか。目標と提言はどう違うのでしょうか。

事務局（小阿瀬課長）：目標も提言の一部になりまして、書き方が 7 番新たな提言という事で書いてはおりますが、提言自体は全て基本的な考え方から新たな視点の提言まで、全て提言という形で頂く事になります。ご説明上、書き方が別のようになっておりますが、あくまでも提言として、目標もまとめてそれぞれ頂くという形で考えております。

三浦会長：最終的にこの紙に落とし込む目標が何個か出てきますね。その他に提言と言っても、全ての提言は目標のところに組み込まれる訳ですよ。

事務局（小阿瀬課長）：はい、提言としては恐らくそうですね。今先生が仰ったように、別に新たな視点というのをに入れて提言を頂くのも宜しいですし、またこの目標の中に新たなものを組み込んだものを目標にして提言として頂く事でも宜しいです。仰る通り、後者の方が見る側からしたら、もしかしたら分かりやすい所もあるかも知れません。この提言書を元に計画に移行する際にも、我々

としてもやりやすいという事もあるかも知れませんが、ここはミックスして出して頂く方向でも構わないです。

三浦会長：そこから全てご意見を頂戴したいという事ですね。分かりました。

土堤内委員：構成というよりは内容に近いかもしれないですけど、千代田区でどんな政策を考えるにも、区長が良く言われていますが、やっぱり昼間人口の扱いをどうするのかというのが一つ大きな千代田区の特徴だと思います。実際今夜間人口も6万人ぐらいまで増えてきていて、昼夜間人口もかなり変わってきていると思います。でもそうは言いながらもやっぱり昼間人口が夜間人口に比べて非常に多いこの千代田区の中で、今回のこの計画で昼間人口を政策対象としてどう位置づけるのか、それをどこかに書き込む必要があるんじゃないかと思います。多分それによって、千代田区の課題とか、あるいはこの1の3の千代田区の動き、この辺りの分析のフレームが変わって来ると言うんです。だから、この区民会議としてもどう位置づけるかという議論をして、それをこの中にきちっと書き込む必要があるという気がします。

三浦会長：大変重要なご指摘ですが如何ですか。

事務局（小阿瀬課長）：今土堤内委員に仰って頂いた通り、やはり区の地域特性として、どうしても区民だけではなく、その昼間人口、昼間区民という事は蔑ろに出来ない部分、非常に大きなウェイトを占めている部分でありますので、そこは計画の中でも触れさせて頂きたいと思いますので。

土堤内委員：例えば働き方の変化に対応した支援の充実とかね。この辺なんかウェイトがとて高いと思うんですよね。だから対象にしてるならしてるという事で、書き込んでおかないと、議論が抜けてしまうんじゃないかなど。

事務局（小阿瀬課長）：分かりました。今回ご意見頂きまして、計画の中に盛り込めるような方向で考えて行きたいと思います。

三浦会長：関連だと、企業と学校機関ですよ、昼間人口と言いますと。そうすると学校がたくさん千代田区にありますけれども、その区立ではないところ、私立の学校に対してというのはこの計画の、対象は一応含まれる事になるわけですか。

事務局（小阿瀬課長）：そうですね。区民への周知と言いつつも、やはり今回民間企業なんかアンケートの方で含めさせて頂いているので、そういった私立の学校なども当然、考え方としては含んで行かなければいけない部分ではあるかと思えますので。

鈴木委員：前回基本的な考え方と目標のところの繋がりとこの話があったと思うんですが、基本的な考え方だと人生の選択肢を広げるというのが1番で、次が具体的に実効性のある支援、最後がDV虐待等の根絶を目指すと共にという事になっていると、右側の方の、例えば2番のすべての暴力をなくし安全・安心

な社会を実現するっていうのは、基本的な考え方の 3 つ目と対応するのかなと思った時に、どの順番で置くかというのを、検討した方がいいのかなと思うのですが。ただ目標の方で見ていくと、比較的男女平等意識の定着、そして社会の実現というちょっと大きいものから、共同参画を進める具体的な支援の充実、推進体制という、少しこう小さいものにと、流れにはなっているんですね。この基本的な考え方と目標が合っていない感じがします。

事務局（小阿瀬課長）：鈴木副会長が仰って頂いた通りで、そこもやはり理念から、基本的な考え方、目標、繋がりの部分というのは、第 4 次を見ても少し、どういう関係性なのか分かりにくい部分は確かにあるので。精査をしていく必要があると感じております。ここは変更加えさせて頂ければと思っております。

三浦会長：先ほど事務局からも資料 4 のところの繋がりをもう少し明らかな形で組み換えが可能という風に伺っておりますので、また資料 4 のところで改めて改変整理の審議が出来ればと思います。ありがとうございます。他に如何でしょうか。構成が多分分かりにくいのか、先ほどの目標と提言が分かりにくかったり、目標、1、2、3、4、5とあるのが、対応関係にあるんですか。

事務局（小阿瀬課長）：はい。全て対応関係にあります。

三浦会長：それと、基本的な考え方が必ずしも一対一じゃない、そこを整理する必要がありますね。

事務局（小阿瀬課長）：そうですね。提言で頂きました 1 番から 7 番、これがそのまま体系に入ってくるイメージになってくるかと思えます。

三浦会長：例えば目標 1 が人生の選択肢を広げるっていうのが一つあって、その後に男女平等意識の定着があって、二つちょっと違う事が一緒に入っているの、そこが分かりにくいですね。選択肢広げるの中に下位項目が多分たくさんあって、男女平等意識にもまた下位項目がたくさんありますから。そこを分けて、人生の選択肢というのは（目標 4 の）人々の暮らし、働き方の変化と密接に関わりますから、そこがおそらくくつついた方が、きれいに整理出来るのかなと思います。

事務局（小阿瀬課長）：そうですね。分かりやすいという事ですね。分かりました。

三浦会長：人が認識できるのが 3 つまでと言われてますから、ここは基本的な考え方も 3 つありますけど。多分大目標が 3 つぐらいになっていて、そこから細かく二つ 3 つが枝分かれしていると多分ずっと頭に入りやすいのかなと思います。

事務局（小阿瀬課長）：その辺も検討します。

三浦会長：はい。多分大きい事小さい事、ご自由にどこからとかありませんので、何か気づいた事ありましたら、いかがでしょうか。

五十嵐委員：それでは発言させて頂きます。目標設定、特に数値目標についてですが、この数値目標というもの、特に男女平等の推進という局面での数値目標の設定

という、社会的には色々な考え方があり、その数値目標だけ設定して女性を何割入れなければいけないから、実力も伴わない女性が入って来て現場が混乱するというような批判は良く聞くところでございます。現場では女性本人から、そういった意見が聞かれる事がむしろ多かったりするところなんです。ただそれは、職場における女性の立場の弱さが反映されたものとみられることも出来て、周りから数値目標だけで実力もない女性が出てきているというような無言の圧力を感じるからこそ、女性自身が自分もそう思っているという風に、職場の周りの人たちに言う事で自分を守っているという側面もあるだろうと思います。この数値目標設定に関しては、実際に弱い立場にいる女性自身が声を挙げて設定していくという事が、構造的に非常に難しいという事があるだろうと思いますので、数値目標の設定を積極的に主導していけるとしたら、職場そのもの、その職場のトップであるか、後は自治体のトップだとかそういったところに期待せざるを得ないという部分があるんだろうと思います。そういう意味では目標設定、特にその数値目標の導入という事については、自治体としては積極的に検討してもよろしいのではないかと、いう風に個人的には感じています。

事務局（小阿瀬課長）：そうですね。五十嵐委員が仰った通りです。現行でも5つのみしか入っていないので、出来れば数値化して見える化していくというのは非常に大切な事であると思います。この区民会議の中でもそういった面もご議論頂きながら、目標値に関しても広いご意見を頂きたいというのがありますし、頂きながら設定していくというところもありますので。ここはまたご意見の方、今後頂ければと思います。

五十嵐委員：資料4のたたき台を拝見していると、目標の②のすべての暴力をなくし、安全・安心な社会を実現するということは、数値目標の導入というのはなかなか簡単ではないのかなという風に思われるのですけれども。1、3、4、5辺りでしたら、数値目標になじむ部分もあるように思います。

事務局（小阿瀬課長）：ありがとうございます。そこら辺も具体的に載せて行けたら良いかなと考えております。

三浦会長：ありがとうございます。数値目標に関してはそれぞれの、前回の計画では目標一つごとについて、一つの数値目標を出しているという状況ですが、第1回目の会議の時に進捗状況の資料があったと思いますが、そこはもう少したくさん載っていましたよね。

事務局（小阿瀬課長）：そうですね、各事業ごとに載っていました。

三浦会長：あれぐらい細かなところを、この会議で少し検討する事は可能な訳ですか。

事務局（小阿瀬課長）：そうですね。計画の中ですと、落としどころが大きな枠組みの中からという事になってくるので。なかなか細かいところまで、数値目標として

だせるかどうか分からない部分もありますが。前回ですと講座の受講率であるとか、一部に限定しているの。前回の進捗状況の中の、細かい部分からも、入れられなくはないのかなという所はあります。特出しして、目標設定していくというものが、もしあるのであれば、こういった形で計画の中にも反映出来ればいいのかなという風に思っております。どこを載せて行くのかというのは、区民会議の議論の中でまた色々ご意見頂きながらだと思えますけれども。現状5つしかないの、ここは課題の一つかと思えます。

三浦会長：5つあるけど、この進捗状況の方ではもっとたくさん載っているの。何かちょっとバランスが悪いかなという気が致します。

五十嵐委員：その中でもこう、この数値目標については非常に良いけれども、この数値目標については反発が多いですとか、そういったフィードバックは上がってきているんでしょうか。

事務局（小阿瀬課長）：区役所内部から直接このことについて上がって来てはいませんが、この数値目標でよいかどうかの疑義はそれぞれあるのかもしれない。

三浦会長：ありがとうございます。何かこれは数値目標として取り上げた方がいいのではないかと、ありますか。数値目標っていう意味では女性活躍推進法の管轄下に千代田区役所もあるので、それは区役所として目標定めていच्छやると思っていますので、それはこの会議体とは別だと思えます。前回の時はまだ推進法なかったの、ここに区役所での管理監督者の女性割合17%、目標は40%というのが出ていますが、これは今回はこの会議体の提言ではなくて。という事ですか。あるいはそれと一致するのであれば出すし、それよりもっと頑張りなさいというような事になった場合には、高い数値をここで提言するという事もあり得る訳ですか。

事務局（小阿瀬課長）：はい、そうです。

五十嵐委員：LGBTに関して数値目標は何か導入しているという事は現状でございますでしょうか。

事務局（小阿瀬課長）：これまで記載がなく、ここ1、2年ぐらいで様々な自治体の方でも取り上げさせて頂いているような部分もあり、我々の方でもこの第5次で初めてLGBTについて触れて行こうという事になっております。現状ではまだ掲載していない所でございます。

五十嵐委員：LGBTは当事者が声を挙げにくいという事が非常に大きいと思えますので。数値目標の設定にはなじむのではないかと感じております。

事務局（小阿瀬課長）：具体的にはどんな感じになりますか。

五十嵐委員：そうですね、考えられるとしたらLGBTである事によって不利益を受けないような施設の割合ですとか、そういったものも考えられると思えます。

事務局（小阿瀬課長）：なかなか意識として区でどれくらい浸透しているのかというのは。

今回アンケートを取らせて頂いたのですが、まだまだ分からないところが多いです。考えているところとしては意識啓発系とか、そのご本人たちに対する支援等の周知であるのかなのかと事務局側では見ていたのですが。五十嵐委員の方からも、数値目標的なものを載せられる余地もあるのかなという事を、少し認識したところもありますので、この中でも検討出来ればと思います。

三浦会長：誰でもトイレみたいな取組をすると、アメリカでもトランスジェンダーの人で違う性別のトイレに入るとかどうなのか、是非みたいな論争になっていますから、ちょっとどちらか分けしにくい方の場合は誰でもトイレというのがあると、どなたでも使えると。それが子育て支援にもなりますから。障がい者の方も使えるという事で。そういうものの普及率みたいなのだと、見えやすいですね。全トイレ個数に占める誰でもトイレ個数の割合。そのパーセンテージを挙げてみるとか。あり得そうですね。

事務局（小阿瀬課長）：ありがとうございます。数値目標となると、そういったところも必要になって来るかと思います。

三浦会長：あと、教育啓発というのであれば、学校教育におけるそういった啓発授業の実施、回数ですかね。

事務局（小阿瀬課長）：数値目標としてですね。そうですね。その方向で間違っていないと思います。

三浦会長：あと如何でしょうか。数値目標は言い出すとたくさんアイディアは出てきそうなのですが。

事務局：色々と頂いて、取捨選択は最終的には必要にはなるとは思います。

三浦会長：9月の段階は大枠の目標とかその辺りの構成は決まって。それに基づいて、9月の段階にまた更に皆様のこんな数値目標あったらいいんじゃないかみたいなのをに入れて仕上げていくイメージですか。

事務局（小阿瀬課長）：提言自体はこの後9月の第3回目で一応案というところでお示しさせて頂いて、そこで一度ご意見を伺って、最終的には10月になろうかと思いますが、ここで確定というような方向で行ければと思っています。もう一度ご意見を伺う機会がございますのでお願い致します。

三浦会長：数値目標ではないんですけど、前回、配偶者暴力相談支援センター設置というところがD評価になっていて、結局設置出来ませんでしたという話だったんですが、例えばこれを設置するみたいな事は、かなり具体的な話になりますが、提言の中に盛り込む事は可能な事ですか。数値化という訳ではないですが設置をする形で。

事務局（小阿瀬課長）：そこも提言頂くことは可能です。現在23区でも12区ぐらい配暴センターという形で設置をされているんですが。千代田区ではまだそういった

機能がなくてですね。そこも検討課題としては大きなウェイトにはなっていないです。第 5 次のところで、どこまで計画の中に入れ込めるか検討の必要がありますが、提言として頂ければ大変助かります。

三浦会長：それは恐らく配偶者だけではなくデート DV 含めた性暴力防止相談、あるいは性暴力被害支援センターみたいな、そういった形で少し拡大してどなたでもご相談できるような機能がある方が、使い勝手が良いのではないかなと思います。

事務局（小阿瀬課長）：そうですね。間口とか、対象とかそういったところも検討させて頂きながらという所になってくるかと思います。

三浦会長：後いかがですか。どんな観点からでもお気づきの点、ございますでしょうか。

岡戸委員：前回の質問に対して、今回見させて頂いてありがとうございます。なんか、うちの子が例えば一時預かりをお願いしたいときの状況よりは、ちょっと良くなっているのかなと見た感じ、思いました。ただなんか、詳しく見ていないのであれなんです、例えば生後 57 日から預かれる。それでも対象は、保護者が病気であったり、出産の場合に限るという事ですね、その辺の対象が絞られているというのと、これは子ども支援課に確認する事かもしれないんですが。これが一点引かかるのと、なんで 57 日なのかという、その辺も非常に単純な疑問です。まあ詳しくは子ども支援課に聞くべき事かもしれないので、ここで議論する事ではないと思います。ただ、女性が出産を一つのポイントとして、仕事を辞めなければならぬ、うちの妻もそうなのですが、子どもを産む前までにキャリアを重ねてきて、子どもを産んだらしばらくは働けない、という感覚が非常に強いんですよね。なので、そうじゃないんだよ、という、こういう施設があるんだよという事が、もう少し整えば、もう少し良くなるのかなという印象を受けています。

事務局（小阿瀬課長）：そうですね。区でも様々な事業をしているのですけれど、やっぱり岡戸委員の仰った通りですね。働きたいけれど働けない状況が続いていたりとか、どうしても女性に対してまだまだ社会全体ではそういった事も見受けられるので。そこはやっぱり意識啓発も含め、また企業のトップの方に啓発なんかも含めたり、管理職の方の意識の改革とかという事もあるかと思うので、女性にとって働きやすい職場環境とか、そういった事が必要になってくると思いますので、そこら辺も計画の中に入れ込んで行ければという風に思っております。ご意見ありがとうございます。

原田委員：私もそれに関連して、保育園や一時サポートですとか、そういう事を充実させることはすごく大事なのですが、それと両輪で、やっぱりその事業者への啓発とか。やはり出産とかがあっても辞めなくていいんだよという、会社の雰囲気がないと、結局辞めなければならぬとか。1年2年休めないという感じ

になってしまう会社だと働きづらいですとか。後、産んだ後でもお子さんが病気の時とかに休みを取りやすい会社じゃないと、なかなかその場に居辛くなってしまったり、ノルマが達成出来ずにやっぱり辞めますみたいな話も聞いたりする事があるので、そういう会社の働く場所、職場側の改善を何か数値目標に出来るかわからないんですけども、そちらの充実を願っています。

事務局（小阿瀬課長）：推進体制の充実というところで、やはり区内各企業への、そういう状況というの、計画の中では触れて行かなければならない部分かと思っております。頂いたご意見も計画の方に検討していきたいと思っております。

三浦会長：この子育てガイドブック見て気が付いたんですが、54 ページに女性相談になっていて、それが配偶者暴力がそこに入っているの、男性は気付きにくいという意味ですね。だから、暴力相談は別の形で出した方が、男性の方にも使いやすいのかなという風に思いました。あと LGBT の方というのは特に相談窓口もないみたいなので、今回の計画で少しそこを充実させるというのであれば、セクシャルマイノリティの方の相談窓口の設置というの、ひよっとしたら目標の一つの項目にはなるのかなと思います。そのような検討というの、区内で進んでいらっしゃるんですか。

事務局（永見係長）：MIW では、心理相談は、性別に限らず男性の方も女性の方もご利用いただいております。夜もやっておりますので、千代田区の特性で夜が割と在勤の男性がご利用頂いてるという実績がございます。LGBT の相談窓口については、まだ区では検討はしていないのですが、住民記録の窓口とかにどのような相談があったというような事は、区の中の組織では昨年度実態調査をした所ですが、数件の問い合わせというような状況です。ただ、MIW で、LGBT に関する講座を昨年夏に二度行いましたが、そこでは結構学生から 70 代までの方、幅広い年齢の男性も女性も、該当者の方も受講されている、そういう状況がございます。

三浦会長：きつとまとめて作ったら、もっと需要があるかもしれないですね。あと如何でしょうか。

五十嵐委員：子育て支援の充実に関連して、保育所の環境充実という観点からなんですが、保育所と近隣住民の軋轢というのが、社会的には問題になっていて、閑静な住宅街に保育所が出来た時に、保護者の送迎の車や子どもの声が煩いという事で、迷惑施設化してしまっている。そうした雰囲気も非常に子育てをする世代にとっては逆風に感じるもので、そこに区としてリーダーシップをとって解決、介入していけるような方法があればすごく宜しいと思うんですが。それで千代田区の方で、そういった保育所だとか子育て関連施設と近隣住民の軋轢というのを把握されているかどうか。もし把握されていた時に、そこに対して何らかのコミットをしていったかどうかというところ、もしご存知

でしたら。

事務局（小阿瀬課長）：申し訳ありません。事務局では分かりかねますので、これは持ち帰らせて頂いて、担当部署に少しヒアリングしてみます。

事務局（河合部長）：状況からすると、公立の保育所については、千代田区は増やしていません。民間になっているので。それで建てることで揉めるという事は聞いてはいないです。あとは民間ですと例えば、今空きビルとか何かを使っているということで、園庭がないとか色々な状況はあるんですが、そこでトラブったという事は、私たちの方に入って来ているほどの事はないと思うんですが、また後日確認してからという事にさせて頂ければと思います。

原田委員：ちょっと六番町の方で今、そういう話が来て。でも区はやっぱり民間の保育所なので、その民間の方が住人との同意を取ってくださいみたいな姿勢だったので。やっぱり意見としては、住民が働くために預ける保育所を作るので、区がもうちょっと介入して、それこそ民間の保育所が入って来るんでも、もう少し区が間に入って住民との懸け橋をしてほしいという意見がちょうど出ているという話は聞きましたので。

事務局（河合部長）：それについては、私ども把握してなくて申し訳ないんですが、それは元々ある建物の中に入るという事でなくて、どこかに建てるということですか。

原田委員：詳しくは知らないですけど。

事務局（河合部長）：マスコミに出ているのは、保育所を建てるという方が多いのかと、公園に建てること含めてですけど。その辺りの保育所の状況というのは、所管の方に確認してまたご報告させて頂ければと思います。

櫻井委員：私たち、九段北 4 丁目に住んでおりますけど。土手沿いの大きなビルに子どもの施設が 10 月から出来るという事を聞いておりますので。まあ反対もなくスムーズに行われたんじゃないかと思えますけれども。

児谷委員：うちの方も。うちの隣のビルの一階に、保育園が入っているんですけど、その園長先生はとても上手で、町会に加盟して。町会の人たちに上手に。何かある時にも子どもたちを率先して何人か連れて行ったり。だから町会の人たちも子どもたちに、ちゃんとお菓子を後であげる。例えば清掃がありますよね。一斉清掃。ああいう時も子どもたちをちょっと周りにさせたりとか。だから町会と一体になっているので、全然文句ないですね。ちょっとやっぱり煩い時は煩いですよ。うちは隣ですから良く聞こえたり泣き声とか。でも全然住民とのあれは。だからむしろ住民が優しく皆声かけるようにしてますね。会うと。だからそういう町会とかを、少しく、上手く利用するという。

事務局（河合部長）：地域の人たちと上手く仲良くやって行くと、保育所だけじゃなくて色々な事がスムーズにいくケースは多いですね。

児谷委員：そうですね。だから区でそういう事を指導したらと私は思うんです。町会に入るとか。

事務局（河合部長）：町会に入るまでいっているか分かりませんが、千代田区は歴史とあるのか、町会との関係はそういう時には区の方でも説明とか情報提供というのはしているとは思いますが。

児谷委員：うちの方は法人が結構入ってくれて。だから一応副会長なんかに、大きな法人をあてたりしているんですよ。だからそういうのを取り込んでいる町会なので。

事務局（河合部長）：この計画の関係もありますので、次回9月の時には、今の千代田区の保育所設置等云々の時に、地域との関係とか、もめている、もめてないというのがあるかどうかという事を、情報提供する中で、計画の中でどこまで入れられるかという事も含めてご意見頂ければと思います。

三浦会長：重要な点なのでご意見ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

鈴木委員：ちょっと思い切って言うてみるんですが、これが男女平等推進行動計画なので、男女平等意識というのは男女平等意識なのだろうと思うんですが、例えば資料4を見ると、たたき台ですけど施策の方で、この男女平等意識の定着の右側の方に、LGBTが入ってくるという事でいうと、男女平等なのか、もっと多様な生き方の平等なのかというところで、男女という言葉、どこまで残してどこから男女じゃなくするのかっていう検討も出来るのかなあという風に思いました。なので、この目標1が男女平等意識の定着のままがいいのか、もう少し違った言葉を使った方がいいのかっていう検討もしていいのかと思います。

事務局：正しくその通りだと思います。はい。

三浦会長：ジェンダー平等にするとセクシャルマイノリティが入っていいんですが、行政用語としてジェンダー平等という風に置き換えることは可能ですか。

事務局（小阿瀬課長）：そこもそうですね。案として出させて頂く中で、記載していく中で全体的に大丈夫だよという事であれば可能な部分になってくると思います。また案を出させて頂く中でご検討をまた頂きたい所であると思います。仰って頂いた通り、分かりにくい部分って確かにあると思いますので。そこは分かりやすい掲載というのが求められているところがありますので、検討していきたいと思っております。

土堤内委員：そういう意味では、キーワードですけどね。この千代田区はとにかく男女平等、平等にはこだわっているんですよね。

事務局（小阿瀬課長）：こだわっております。はい。

土堤内委員：要は共同参画なのか平等なのかっていうのが、前からずっと議論をしているんですよね。だけど、とにかく千代田区は平等を譲らないっていう基本ポリ

シーがあってですね。それをとにかく5次も踏襲するのかわかっていうね、共同参画の方は千代田区男女共同参画センターがとっていますけれど、これは各自治体によってもね。平等センターって言っているところもあれば共同参画。やっぱりそこら辺は、どう整理したら良いのか。多分区長なんかは割と共同参画、参画という言葉は結構理念として挙げているところもあると思うので。そこら辺をどっちに行くのかなって。ここが気にはなっていますけど。

事務局（小阿瀬課長）：そうですね。これまで対外的にご説明するときにはやはり男女平等施策、男女共同参画推進とダブルでご説明させて頂いている部分がありまして、なかなか切り分けは難しいと考えております。今土堤内委員が仰ったように、そういった絞って行く、どちらにシフトしていくかというご意見もあるかと思しますので、そこはちょっと検討をしていけたらいいかなという風に思います。今、明確な回答は出来かねますが。すみません。

土堤内委員：平等か参画かで、段取り違うと思うんですね。だからやっぱり皆さんの意識というか、その辺がどの辺に向いているのかなという。

三浦会長：男女共同参画基本法というのは99年に出来るんですけど、その時にはジェンダー平等、英語はgender equalityなので、その日本語は何にしようと大論争があって、でも男女平等という言葉を使いたくないという人が結構多かったんで、苦肉の策で男女共同参画になってしまったんですね。だから平等を推進したいと思っていた人からすると、共同参画という名前はちょっと残念で、だから自治体は色んなバリエーションがあって、千代田区はじめ男女平等を使っているところもあるんですね。だから平等だったのを参画にすると、ちょっとやっぱりトーンが落ちた感じにはなるんだろうと思うんですね。他方、セクシャルマイノリティの話も出て来たので、男女だけではなくてくるから、じゃあその時の言葉どうするんだっていうのが残された宿題になっています。それは男女を使っている限りは解決しなくて、そうすると、ジェンダー平等という言葉になるのですけれど、カタカナはどうかというような議論もあり、ジェンダーと言われてもピンと来ないというような、日本語としての定着度の問題もあるので、そこで、私たちにずっと入って来る言葉で、皆が分かって、理念として合意できるものがなかなかないのが悩ましいんですね。で、男女共同参画だったのが、今女性活躍にちょっとシフトしていて、そこもやたら女性に焦点をあてて、いいねっていう人もいれば、それは片手落ちじゃないかという批判もあったりという事で、どの言葉も完璧なものがない状況ですので、これはいい意味だっと思えるような言葉が何かありましたら、ご提案頂きたいと思います。

土堤内委員：この会議ではね。以前まで会長されていた藤原さんがとにかくこう、平等に

はものすごいこだわりがあって。これを絶対に変えないという事でずーっときていたんですけれども。ただ LGBT の問題とか入ってくると、やっぱりちょっと社会状況に合わせて、このキーワードをどうしていくのかというのは、どこかで議論はしなくちゃいけない問題なのかな、という気はするんです。

三浦会長：多分それは平等という言葉が使えなかったという事をご体験なさった上でのこだわりだと思いますので、私としても理解出来るところであります。

事務局（小阿瀬課長）：中立性もあるかと思しますので、バランスというところからやっぱり色んなご議論も頂きながら、何か一つ集約できる言葉があれば、それはそれでかなり良い部分であるかと思えます。現状ではなかなかこれがいいというのは、役所、事務局の立場からしても申し上げ辛い部分もございますので。

三浦会長：両性の平等とか。両性平等という言葉も、言葉としてはあるんですが、両性と言ってしまおうとやっぱりこれは二つなので、男女だけかなっていう風になってしまって、性の多様性にはちょっと使いにくい言葉です。まあ性の多様性の平等とか性別平等とか。性別平等はちょっと日本語にはなじんでいないですけども。韓国語や中国語ではジェンダーは性別に訳しているので、だからそういう訳し方もひょっとしたら日本語でも使う事は可能だと思うんですが。ただ今の所はまだ全然使われていませんから。性別というやっぱり、セックスという意味で使う事が日本の場合が多いですね。だからその辺りはちょっと大分悩ましいんですが、何かこういうような言葉があるという方は、またご意見頂ければと思います。よろしいでしょうか。続きまして議題の3、千代田区男女共同参画等についてのアンケート調査報告を、創建さんからご説明よろしくお願い致します。

支援事業者：それでは私の方から説明させていただきます。資料2を御覧ください。こちら4月の下旬から5月の中旬にかけ、3つの調査を平行して行ったものの、結果報告の抜粋版となっております。全ての内容はこの分厚いところに入っておりますが、全て見て頂くのは酷な話ですので、特徴的な所だけ掻い摘んでご報告させて頂いております。実施した調査の一つが18歳以上の区民の方、2,000名の方を無作為抽出して行った調査でございます。約37%の方にご回答を頂いております。二つ目が青少年向け調査という名前を書いておまして、中高生に相当する年齢の青少年、これは区内に在住する全ての方たちに聞いております。2,025名の方がおられまして、35.7%の方から回答を頂きました。もう一つ事業所向け調査として、区内に単独事業所ないしは本店などがある企業、事業所、あと5人以上の従業員のいらっしゃる企業を対象にして、行いました。1,000件の事業所を対象にし、22.1%の回収率となっております。これら3つの調査、個別にご説明するというよりも、この抜粋版ではテーマに沿って調査を組み合わせながらご報告をさせて頂いております。まず男女

平等、男女共同参画に対する意識というカテゴリーに関して、まず第 1 に区民の皆さんに対して様々な分野に対して男女の地位が平等になっていると思いますかというような問いかけをさせていただきました。その中で項目 8、全体としてどう思いますかというところに対しては、21.8%の人が平等だと思っていますという風に回答頂いており、6 割を超える方が男性の方が程度によらず優遇されているのではないかという風に考えられているところです。個別の分野 1 から 7 を見て頂くと、学校教育の場に関しては平等だと思っている方が 7 割弱いるような状況ですが、他のところは多くて 3 割、低いところでは 1 割ぐらいの方が平等だと思っているというところに留まっているような状況です。この全体としての結果を、10 年前の同様の調査と比較しますと、10 年前の平成 17 年度においては全体として平等だと思っている方が 26.7%いらしたんですが、平成 28 年度に関しては 21.8%で、残念ながら減少しているような状況です。次のページ御覧頂いて、ここは区民の方に結婚や家庭生活、子育て、教育に関してどのような考え方をもちかというところを聞いています。着目して頂きたいのが上のグラフの②夫は外で働き妻は家庭を守るべきであるという考え方についてどう思いますかという風に問うたところ、そう思う、どちらかといえばそう思う、この考え方にある程度の賛意を示される方が約 3 割いっちゃう。そうではないだろうと思う方は 7 割おられるような状況です。ただその他の項目を見てみますと、男女共同参画ないしは男女が平等である、役割が均等である、そういった考え方におおむね賛意を示されているような状況等を、見てとれるのかなという風に思います。ただ下のグラフの①子育て、教育に関する考え方において、女の子は女の子らしく、男の子は男の子らしく育てるのが良いと、そういった考え方に賛意を示される方、そう思う、どちらかといえばそう思うの合計が 6 割を若干超えているようなところであり、子育てになるとちょっと話が違うのかなというようなところがございます。ただこの中で⑤父親も母親と同じくらい子育てに関わる方が良い、子育てにおいて平等に役割分担していきましょうという考え方に関しては 8 割以上の方が賛意を示されており、これに対して、ちょっと書いていないんですが、前回の 10 年前の調査よりはかなり数字が上がっており、まあ社会的な変化が見てとれるのかなという風に感じております。右側の円グラフですが、青少年に対して似たような事を聞いているところがございます。男性は仕事をして、女性は家庭を守るというような考え方に対してどう思いますか。というような質問をしています。半数の子どもたちが共感しないという風に考えている。2 割程度の方が共感すると考えているようです。これですが、性別で見ると男性に限ると、実は 3 割ぐらいの子どもたちがこの考え方に共感するような状況です。更にお母さんが家に入って、主婦をなさって

いるようなご家庭の方は、更に共感する方の割合が増えて行く。つまり家庭の状況というのが子どもの考え方にやはり影響するという事が見てとれるというようにところで分析を進めているところです。捲って頂いて、実際に家庭や学校においてどういった性別における役割分担がなされているのかというのを見ているところです。5 ページ目のグラフが見にくいんですが、①の食品、日用品などの買い物というところで、左から二つ目の 2.4%のところと、左から 4 つ目の 2.0%、この数字が結婚している男性がその役割を担っているという%になります。その右の 29.2%と 14.3%の足し算が、結婚されている女性の方の割合となっています。その帯の幅を見て頂きますと、1 から 7 までほとんどご家庭では女性の方が役割を担っているという事が分かるかと思えます。ただ生活費を稼ぐ事、というところで、まあもちろん男性の方が多いんですが、夫婦が同程度というところが 18%になっているという所で、女性の方の社会進出も進んでいるのかなという所が見られます。下の違うグラフになっておりますが、項目 10、11 については、子どものいる方が子育てをどう分担されているかというところです。先ほど意識の上では平等に分担して行きましょうというような結果が出ていますが、⑩⑪見て頂きますと、現実にはなかなかそうではなく、結婚されている方の中ではやはり女性の方が子育ての役割を多く分担されているという事が見てとれます。右を見て頂きますと次は男性の育児休業についての考え方を聞いております。こちら見て頂きますと、育児休業、介護休業を取った方が良いという方が 3 割半ば。現実的には休めないんだけど、取得した方が良いと思うまで含めると 8 割弱となっており、現実には難しいんだけど、やはり意識の上では男性も育児参加をした方が良いというような考え方が進んでいるというのが見てとれます。次に 7 ページ目が、今度は青少年において、どういう役割分担をしたら良いかと思っているのか、これ実態ではなく意識の方を聞いているところですが、グレーの部分の部分が男性と女性が同程度に分担した方が良いと思っている割合となっており、青少年においては様々な事を男女で分け合って行きましょうというような意識を持っているという事が見てとれます。続いて 8 ページ目、女性の就業状況とそれに対してどういった認識を社会的に持っておられるのかというところを見たところです。主婦、ないしは無職の方に就業意向を聞いた結果がこの円グラフとなっております。フルタイムで働きたいと思っている方は 6%、パート、アルバイトで働きたい、自分で起業したいという方まで含めても、約 3 割程度というところです。一方働きたいとは思わないと思っている方も 3 割弱いるような状況です。その方たちに理由を問うてみたところ、働かなくても経済的に困らない、育児・家事に専念したいというところがあり、積極的に働いていない、働かないという事を選択されているのか

なという事が、ある種伺えるのかなという風に見ております。一方 9 ページ目になりますと、働く事についてどういう考え方を持っておられるのかという所を聞いています。こちら見て頂きますと、上の円グラフがどういった働き方をするのが良いと思いますか、というところですが、8 割弱の方が働き続け方が良いと思う。子どもが生まれたすぐは子育てに専念して辞めた方がよいと思うという方も中にはおられるんですが、子育てが終わればその後は働き続けた方がよいのではないかという風に思っているというところがございます。そういった考え方の背景に何があるのかというところを見てみたところ、下の横向きの棒グラフになっているんですが、女性も経済力を持った方がよいと思うから。女性の能力を活用しないのは勿体ないと思うから。働く事を通じて自己実現が図れると思うから、というような理由が多く挙げられています。女性も活躍した方がよいのだというような、最近のトレンドに近いような考え方が見てとれる状況でございます。この傾向は青少年についても同じような事がいえ、10 ページの上側、立向きの棒グラフを見て頂きますと、やはり青少年の方も女性も男性と同じように仕事をし続けた方がよい、子どもが出来たら仕事を辞めるんだけれども、終わればまた復帰する方がよいと思っている子どもたちが多いという事が見てとれる状況です。11 ページに移り、職場における女性の参画というところで、数字をまとめさせて頂いております。上の横棒グラフが、このアンケートに回答頂いた事業所の全従業員における男女比となっております。これは常用従業員と書いておまして、正社員の方もパートタイマーの方も雇用形態に関わらず、まるっと数字をまとめたところですが、全従業員の約 4 割の方が女性である。6 割が男性であるというところです。ただ、やはり雇用形態によって様々数字が違って来ますので、詳しくはこちらの分厚い方を見て頂ければと思います。次に、ワーク・ライフ・バランスについて、12 ページの上の方に何を優先したいのか、希望と現実を聞いているのですが、やはり希望される場所では仕事を優先したいという人がかなり少ない、4.7%に過ぎないんですが、現実はどうかと問われたところ、やはり 28.0%仕事を優先せざるを得ない現実があるという事がみてとれます。ただ希望としてはやはり仕事と家庭生活、家庭生活と地域個人の生活といったところが多く選ばれており、ワーク・ライフ・バランスの意識、希望といったものが見てとれる次第です。青少年に将来優先したい事を聞いても、仕事、家庭、子育て、趣味といったところでバランスよく選ばれており、あまり偏りが見られない。逆に言うと全てまんべんなく大切にしたいというような意識を持っているという事が見てとれる訳でございます。少し飛ばして 15 ページの DV・ハラスメントの実態のところに移ります。実際、DV のような行為を受けた事がありますかという質問に対しては、8 割

から 9 割の方が受けた事がない、という風な結果になっておりますが、例えば身体的な暴力だったり、言葉の上での暴力など、そういったものは少し数字もありますので、8 割 9 割でいいというようなものではないのかなという風に見てとっております。一度でも受けた事のある方が、相談された事があるかどうかというところで見ると、男性は役 6%の方が相談している。女性では 2 割程度になっている。まあ女性の方がよく相談されていて、男性はほとんど相談していないというような状況でございます。相談しなかった理由が 16 ページに書かれていますが、相談するほどの事ではないと思ったから、が最も多く、次に自分にも悪いところがあると思ったから。後は我慢すればこのまま何とかやっていけると思ったから、相談しても無駄だと思ったからと、そういった理由が多くございまして、どこに相談して良いかわからないとか、そういった事よりも、それ以外の理由が多くなっている状況でございます。続いて DV・デート DV に対する認識も聞いております。された事があるかをお聞きした項目と、ほぼ同じ項目に対してこれを DV だと思えますかという風に聞いております。17 ページに記載しておりますのは、青少年に対して 8 項目について聞いたところでございます。今回のアンケートで少し工夫させてもらったのが、相手に非があればデート DV ではないと思う、というのを、加えさせて頂いたところ、例えば④無視し続ける③馬鹿にしたり、傷つく言葉を言う⑤友人との連絡・付き合いを制限する、等の精神的なものと言いますか、そういった身体的なものというより精神的な行為、自由を制限するような行為については、ちょっと相対的な認識と言いますか、ケースバイケースでそうであったりそうでなかったりするのではないかという風な認識を持ってらっしゃるというのが見てとれるような状況でございます。最後 19 ページ性的マイノリティにかかわる状況と致しましては、言葉の認知というところでは非常に進んでいるような状況が見てとれまして、区民の皆さん、意味を知っている方が 7 割半ばというところでございます。これも社会的なトレンドを感じるようなところですね。実際に青少年に対して悩んだ事がありますかというところを聞いたところ、約 15%、1 割半ばの方が今だったり過去に悩んだ事があるというような回答を頂いております。ただ、そのような方たちも相談したかどうかを聞いたところ、6 割ぐらいの方が相談をしており、その大半が友達だったり、そういった方に相談をしているような状況でございます。そういった性的マイノリティ、言葉としては新しく出て来たものではあるんですが、現状はこういったところになっております。最後に千代田区の取組を聞いたところ、区民においても事業所においても、非常に具体的なサービスを充実させてほしいというような意見がみられました。保育施設、保育サービス、介護サービスの充実、事業所ではそういった取り組みをして

いる自分たちに助成をして欲しいとかですね。そういった具体的な取り組みが求められているというのが見てとれました。どちらかというところ啓発よりも具体的に何かして欲しいというのが多かったというような結果になっております。ちょっと駆け足になりましたが、以上でご報告を終わらせて頂きます。ありがとうございます。

三浦会長：ありがとうございます。では資料2について何かご質問ありますでしょうか。

土堤内委員：3ページの上のグラフの設問の⑤子どもを産み育てるのに、必ずしも結婚しなくてもよいというね。この結婚というのは法律婚を指しているんですか。

支援事業者：そうですね。事実婚を含むときは事実婚と書いていたので。そうなると思います。

土堤内委員：だからこれは、法律婚はしなくても良いと。いう事なんですね。

支援事業者：はい。

土堤内委員：それから、7ページの⑦祖父母の介護というのは、これ子どもが祖父母の介護。これ、父母の介護じゃないんですか。

支援事業者：今の、祖父母をどう介護するというような事になっていたかと思います。

土堤内委員：だから孫からみて祖父母の介護を、男性か女性が担う・・・(1:25:40)ないかって事を聞いている。

支援事業者：そうですね。

土堤内委員：自分が大きくなって親の介護を男性、女性どっちがみたらいいかって事ではないんですね。

支援事業者：多分具体的にイメージ出来た方がいいだろうなと思ったのが、こういう言葉遣いになっているんだと思います。

土堤内委員：なんか具体的だと、むしろ自分の親を将来どっちがみた方がいいのかって意識を聞いた方が良かったのかなって、ちょっと思ったんですけども。それとあと9ページの、ここで言ってる子育て期間中っていうのは、どういう期間を指して。つまりその未就学を言っているのか、3歳までを言っているのか5歳までを言っているのか。どの辺をイメージして子育て期間中と。つまりその後、職業を持つ、持たないというのは、子どもの成長のどの時期を指して言っているのかによって随分違うと思うんですね。だから回答者はどの辺をイメージして回答しているんだろうなと。それによって施策も随分違って来ると思うんですよ。あ、それが質問ですが。

支援事業者：どちらかといえばそこは明確に定義をせずに、ある種大きくなったなっていうような、こう。

土堤内委員：だからそこは個人に任せるとね、やっぱり中学生になったら、一応子育て期間中済んだとかね。あるいは小学校、あるいは人によっては就学すればもう子育て済んだと考えて、その後職業なのか。ここの職業をリスタートする時

期というのが、やっぱり設定している子育て期間が全く違う訳で。そうするとやっぱり、その回答に対して打っていく施策の時期がまるっきり違いますよね。学童が物凄く必要だって出てくるのか、あるいはもっと、3から5の保育が必要なのかとかですね。そこをもうちょっとはっきり聞かないと、後に繋がらないんじゃないかなっていう気が、ちょっとこれはしました。それから、6ページの育児休業と介護休業に対する取得の意識ですよ。これはやっぱり私の経験からいっても育児と介護って大分違うんですね。だからこれちょっと、設問した時一緒に聞いて、出て来た数字で、それこそさっき言った施策にどう反映させるかといった時に、やっぱりこれ一緒に聞いてちょうとわからないなという気がしたので、これが意見ですけれど。以上です。

三浦会長：ありがとうございます。はい、お願い致します。

内山委員：6ページのところの、今お話があったところなのですが、上のグラフの方で、育児休業と介護休業を取った方が良い、という男性の考えているのが34.2%で、取得した方が良いと思うが現実的には休めないということで52.5%という事で、取得という部分ではかなり高い男性の意識があるかと思うんですね。で、その下のところで事業所向けの間10という事で、こちらの方のコメントで男性の育児休業取得に向けた取り組みを行っている事業所が少ないという事なのですが、取得にあたっての課題は男性自身の意識が挙げられているという事なんです。男性の方も、今はそういう取得をした方がいいという、男性の意識は随分高まっているとは思いますが、この今の社会の仕組みとして、男性が取り辛いとか、そういったところの部分なので、書きぶりだとは思いますが、男性自身の意識というところと言うよりは、取りたいという気持ちはあるんだけど、社会の仕組みがっていうところがあるって男性の意識なのかなという風の一つ、その辺りの本文の誤解というか取り方の部分を感じました。それともう一点が、19ページの性的マイノリティにかかわる状況のコメントの下のところなんです。性的マイノリティという言葉の認知度は7割を超えており、耳にしたことがある人も含めると8割半ばとなっているという事なんですけれども、その後で実際に悩んだことのある人は、成人ではほとんどいないが、青少年では1割半ばとなっているという事なんですけれども、成人になって悩まない、ある程度性的マイノリティの方、それで性差が急に成人になったら変わったとかいう事で悩まなくなったという事ではないと思うんですね。青少年の今の段階ではそういうアンケートを取るかたもいらっしゃいますけれども、成人の所では、ある程度自分のアイデンティティとかそういう所が確立されてきて、今は悩んでないとか。または、こちらのアンケートの方に答えていないとか、そういうところで成人ではほとんどいないっていうところの、書きぶりのところが、ちょっとこのまます

ぐに納得ができるというような取り方がしにくかったと感じました。

支援事業者：19 ページの、ほとんどいないに関しては、こちらの分厚い方でグラフがあるんですが、区民向けに今まで過去も含めて、自分の性別や恋愛対象などで悩んだ事があるかという経験を聞いた所、64 ページになります。悩んだ事があると回答した方が 3.1%だったので、我々としてはこの数字を書くしかないで、ほとんどいないという風を書いてしまっております。実際事務局の中では、この区民の 3.1%という数字と、青少年の 10%を超える数字というのが、確かに整合性はどうなっているのだろうというような話は、させて頂いていたのは事実でございます。

鈴木委員：悩んだ事はないが周囲にいるっていうのが。たくさんいるのが不思議ですね。もしかしたら大人はこういう答え方をしているっていう事はありますか。

支援事業者：ちょっとそこまではすいません。この数字からは何とも。

櫻井委員：あと、この事業者向け調査っていう 1000 件の内、回答率が 22%、その意識の低さというか、この郵送物がどこに郵送されたのか、それでまた中小企業がその半分を占めていて、この答えの、お休みがとれないとか、そういうデータに、この数が入っていると、ちょっと微妙かなと思うような回答率に思えますけれども。どうなのでしょう。

支援事業者：回答率というところで言いますと、一応 2 割程度あると、千代田区さんの事業所数から見ると、統計としてギリギリ成り立つくらいの数字にはなっていると思います。もう少し本来的にはあった方が、安定した数字にはなるとは思っております。この概要版ではページ数の中で取り上げにくかったのですが、中小企業であるかそうでないかで、やはり結果は大分差があります。なので、一括で数字を見せて、多いのが、別々に集計してみると、ほぼ中小企業の数字だったかもしれないというのは多いので。我々も分析では注意してみているところです。すみません、ここでは簡単に見せてしまったんですけども。

鈴木委員：こちらの冊子の方の 168 ページに、事業所に聞いている千代田区の取組についての認知度があるんですが、いずれも知らないっていうところが 70.6%もいて。千代田区の取組としてどんな事を期待していますかっていうのは 25 で聞いているんですけども、そもそも知らないのが 70%もいるという、特に中小企業、支援対象なのに更に高いっていうのが、この辺、例えば課題なんじゃないかなって。

支援事業者：その通りだと思います。

三浦会長：他に何かございますでしょうか。では次の議題に移りたいと思います。議題 4 ですが、千代田区の人口・就業等の現状について、こちらも創建の氏原さんからよろしくお願いします。

支援事業者：はい。A3の資料3を御覧ください。千代田区の人口や就業の現状を、グラフで簡単にまとめております。まず人口の推移なんですけど、先ほども少しお話しありました通り、平成12年を境に非常に人口が伸びているところです。特に人口に関しては若い層がきちんと人口ボリュームがあるというところが、図2の人口ピラミッドから読み取れます。この12年以降の15年来の人口の増加については、図4を見て頂ければと思いますが、赤が生産年齢人口と言いまして、15から64歳までの年齢となっており、青が年少人口となっています。で、生産年齢人口が非常に増えており、全国的に見れば高齢者の方たちが増えているというのがトレンドなんですけど、千代田区においては若い方の流入が非常に多くなっているような状況です。子育て世代の流入が多くなっている。そういった状況が見てとれます。更に図6を見て頂くと、合計特殊出生率の推移、出産がどれだけあるかというような図ですが、これも約15年間の推移を見てみますと、ここ4、5年で非常に右肩上がりになっており、赤色が東京都の数字、青色が千代田区の数字になっていますが、東京都をはるかに超えて、全国と同じくらいの数字となっております。見て頂いて分かるように、東京都が全国でも低くなっているんですけど、その中で千代田区に関しましては非常に高い数字になっている状況です。人口に関しては最後一点だけお話しさせて頂きたいのが、図3を御覧頂きたいのですが、これは千代田区の世帯構成、こういった世帯員のいる世帯が何%なのかというのを示した図です。全体の世帯の約54%が単独世帯であったり。夫婦のみの世帯が14.6%だったりするんですけど、緑と、その横の紫が男親と子ども、女親と子ども、と書いてありますが、いわゆる片親というところとあれですけど、片親の世帯となっております。それぞれ、男親だけの世帯が1.3%、女親だけの世帯が6.1%となっております。これについては千代田区でも東京都と同じような%になっており、いわゆるシングルファーザー、シングルマザーの、ご家庭がこれぐらいあるんだなという事が見てとれるわけでございます。続いて図7、右上の方を見て頂くと、千代田区の女性の労働力率という、ちょっとわかりにくい言葉を書いていますけど、実際に就業されている方と、就業意向のある方が、各年代どれくらいの割合を占めているのかという、折れ線グラフとなっております。よくこの図が、この男女共同参画では出されるんですけど、M字カーブと言いまして、大体30から40で一度下がって、それからまた上がるというようなカーブを描く。それでM字カーブというんですけども、東京都も赤い折れ線グラフ、例にもれず20代後半から30代半ばで下がって、40代から復帰していくというような。そういうカーブがあるんですけども、千代田区の場合は20後半をピークとして、徐々に右肩下がりになっていっているような状況でございます。これなぜ下がるかというのは、子どもが生まれて離職

されるからという、その理由は様々あるかと思いますが、とにかく離職されるので、先ほどの話ではないんですが、子育てが終わったと認識された段階で、復職されるので、徐々に労働力率が上がって行くというような状況なんですけれども、千代田区では年と共に右肩下がりになって行くというような状況でございます。都心区の特徴なのかなと思ひまして、中央区と港区も調べてみたのが図 7 の下側になるんですが、中央区と港区では若干上がって、また下がるというようなカーブになっており、やや千代田区のこれは特徴なのかなという風に見てとっております。ただ、表 1 を見て頂くと、千代田区の女性の就業状況というところですが、実際、女性の就業状況を見ますと東京都だったりすると、正規の職員で働いておられる方が 37%であるのに対し、千代田区の場合は 41.4%、更にその右を見て頂くとパート、アルバイトで働いている方は東京都に比べて約半数くらい。更に役員でいらっしゃる方がかなり多い。というような状況でございます、これが一概に言えないんですが、そういった就業状況になっているという状況でございます。表 2 が東京都と特別区と千代田区で、共働きの状況を見ているところでございます。全体的に東京都に比べて子どもがいるから仕事を辞めていらっしゃる方が多いかという、必ずしもそうではなく、東京都では子どもがいる世帯で女性の方が就業されているのが 54.2%であるのに対して、千代田区では 57.0%ですので、必ずしも辞めていらっしゃる訳ではないんですけれども、先ほど図 7 で申しましたように、復職される方が少なさそうだという事が見てとれる訳です。先ほどのアンケートでもこういった事を裏付けるような話が幾つかあったかと思うんですが、統計的に見ても特徴になって来るのかなという風に見ております。以上です。

三浦会長：ありがとうございます。この人口・就業等の現状についてなにかございませうでしょうか。

五十嵐委員：確認なんですけれど、表 1 というのは千代田区の昼間人口ではなくて、あくまでも千代田区民、千代田区の居住者が外に出ていて働いている状況という事ですね。就業している場所が千代田区とは限らないという事なんです。

支援事業者：はい、限らないです。国勢調査のデータを元にしていきますので、平成 22 年のデータになります。あと、国勢調査が対象なので、区に在住されている方であって、必ずしも区民ではいらっしゃらないといひますか。住民票を持っていらっしゃらない方もこの中には含まれてくるという事です。

土堤内委員：図 7 で千代田区の特に高齢者というか、年齢の高い層での労働力率が高いですよね。これは多分表 1 にあるように、一つの千代田区の地域の特徴だと思うんですが、雇用形態がサラリーマンとかそういうものに対して、割と自営業者が多いとかですね。つまり定年制がない働き方をしている人が結構多い

ために、結構千代田の人というのは年齢の高いところでの就業率が高くなっているんだと思います。だからそれとその、男女共同参画とを結び付けて考えた時に、どういう風にその就業特性みたいなものと、男女平等というものを施策に結び付けたらいいのかなという。特に今日の最初、構成のところでありましたが千代田区の特徴をきちんと分析して、それに対応する施策というのが、やっぱりここで議論している大きな意味ですよ。じゃないと国レベルでやったって、ここで見ると違うんだから。だから、今言った、就業形態と男女平等というテーマというのが一つあるのかなという。割と家族従事者であったりとかして、その中でむしろ女性がどうしても主体的に働けないような状況がもし出来ているなら、そののあれを改善しなくちゃいけないとか、何かそういう特性みたいなものがちょっとここで読み取れるのかなあという気がしました。

三浦会長：この高齢女性の就業率が高い理由についてというのは今、仰る通りですか。

支援事業者：恐らくそうです。表1の右から二つ目、業主といわれる所が、家族内従業者、家庭内職者で、ちょっと記憶の範囲になっているんですが、確か家族内従業者の割合がほぼ占めているような状況であり、分けると東京都や特別区は数字が大分違ってくるような形になっていると思います。

櫻井委員：ビル収入や家賃収入みたいなものもここに入っていますか。

支援事業者：恐らく家族従業者の中に入ってくると思います。ビル経営者になると思います。

櫻井委員：入っているんですよね。大きいパーセントですよ。

三浦会長：80から84歳の2割が働いているなんて、すごい高い率なんですよ。

櫻井委員：だからその、ビル収入か何かの収入という事ですよ。働いているっていうとまた違う。

支援事業者：ちょっとそこまでの細目まではこれは分からないので何とも言えませんが、土堤内委員のご意見は恐らく想像するに、そうなんだと思っはおります。

土堤内委員：多分ね、やっぱり千代田区って結構古くからのそういう、例えば古書店とかね、結構古い事業所があつて。そういうところで、定年なくずっと高齢になっても働いているという人が、かなりのボリューム千代田にはいらっしやるんだと思うんですよ。

児谷委員：それは収入を得ている人ですか。例えば家が事業を興していると、役員に入っていますよね。収入がなくても役員に入っている。そういう人は対象じゃないんですか。

支援事業者：ちょっと確認させてください。

児谷委員：年齢が高くても、役員には入れているというのはいっぱいありますよね。それと、働くところがある、じゃないですか。ここら辺は。歳いっても。働ける。

三浦会長：どんな場所ですか。

児谷委員：例えば管理とか。

三浦会長：ビルの。

児谷委員：ええ、ビルの。

三浦会長：女性も結構やっついていらっしゃいますか。

児谷委員：はい。そういう働く場所がちょっとあるんじゃないかと思うんですよ。

櫻井委員：でもこれはシルバーの派遣とかそういう方たちの数字も入っているという事ですよね。

支援事業者：入っていますね、はい。

櫻井委員：それも大きいと思いますよね。今、千代田区の高齢者が働く場所っていうのは、たくさんの方が結構働いて。

三浦会長：シルバー人材センターですね。

櫻井委員：はい。皆さん元気に働いてらっしゃる。もう 70 過ぎていますが。

事務局（河合部長）：シルバー人材センターはちょっとわからないですね。

三浦会長：パート、アルバイトに入るとかってないですか。

支援事業者：入って、このパート、アルバイトかな。もしかしたらボランティアっていう風に言われるかも。これ自己申告になるので。なんともちょっとわからないんですけど。

鈴木委員：千代田区の特徴ってさっき仰っていたんですけれども、40代50代でM字に上がらないというのは、パートで戻る方が少ないっていうのが一つの特徴なのかなあという風に思うのですが。正社員で働いている方はそんなに数が変わらないんですけど、パートで働いている方は半分くらい、それが特徴の一つなのかなと思いますけれども。

三浦会長：本当二極化している感じですね。フルタイムのカップルと、専業主婦世帯がいて。男性フルタイム、主婦パートっていうのが他の区と比べると少ないですね。

内山委員：図6の出生率のところではびっくりしたんですけれども、17年とか16年の頃は0.8を下回っているくらいだったんですけれども、一気に1.34になっているのは、何か子育てをしやすい施設の関係が大きいのかなという風に思うんですけど、それがすごく家庭とか、それこそ男の人も女の人も住みやすい環境というのが、如実に表れているのかなと。

児谷委員：マンションが増えたんです。事務所じゃなくて建てるのは皆マンションですね。うちは大手町に近いんですがマンションばかりですね。そうすると若い人が交通にも便利で、結構購入して入っている方が多いですね。だからそういう人は子育ても。それで待機児の0っていう、一時騒がれましたでしょ、千代田区は。だからまたすごく来たっていう事もあるんですね。

櫻井委員：お祭りやなんかでも子どもさんの数が本当に、目で見て増えておりますので。

このピラミッドとても頼もしい現状だと思います。

事務局（河合部長）：図 6 って上がっているところは、確か私の記憶だと子ども関係の予算の枠をその辺りから増やしたような気がします。

三浦会長：その用途は何になるのですか。

事務局（河合部長）：用途はもちろん保育所に使ったりとか色々です。区民税 1%の条例とで、確かに予算をかけていったのです。平成 17, 18 年に条例作って、それだけの予算を毎年確保しましょうという事で、額も増えて来たという事もありました。それに対応して色んな事業やってきて、その一つは民間の認証保育所をやったり、勿論そのお金も入っていますけども。多分そういう事で増えて来たって事と、先ほどお話しがあった通り、待機児童ゼロだから千代田区行ったら入れるのかなという事があって、若い人はマンションに入ってきたり、子育て世代が入ってきたりという事が、予算との関係で上がってきているのかな、というのが一つあるかと思います。

三浦会長：麴町小は 2 クラスしか教室がなかったのが 3 クラスになって、実験教室や図書室をつぶして教室を作ったり、とても大変な状況になっているようで、ちょっと難しいですね。

事務局（河合部長）：設計したときにはキャパ的には大丈夫かなという事で作ったんですが。全然足りなくなって、普通教室に変えないと間に合わないって事ですよ。

三浦会長：だからひょっとすると、小学校も今、区が建て替えていますけどね。将来人口推定的な事ってなさっているのですか。

事務局（河合部長）：人口推計はやっています。政策経営部の方でやっていました。まだしばらくは上がっていくということだったと思います。

三浦会長：保育園も小学校もそれに応じた、キャパ、受け台も課題になってきているという事でしょうか。

事務局（河合部長）：課題にはなっていますね、はい。

三浦会長：施策的にも進行中ですか。

事務局（河合部長）：保育園関係はどうするんだという話があります。前回も話のあった、厚生労働省基準では 0 になっているんですが、隠れ云々があると。保育園児が増加していくという話から、作って行かなきゃいけない。そうすると当然年代が上がって行きますから。小学校に順次いっちゃうのかなってということで、教育委員会なり、子ども部の方ではそれ課題として認識してどう対応するかという事は色々検討している状況です。

三浦会長：学童が課題になりそうですね。この増え方ですと。番町なんかは教室が余っているの。学童も余裕なのですが、麴町はちょっときついかなあという気がします。

原田委員：これは平成 24 年から特に東京都水準を上がるような勢いがどんどん出て来たと思うんですけど。その差の辺りはどうしてとかあるんですか。マンションですかね。

事務局（河合部長）：大規模開発も進んでいまして。マンションの住民もね。

児谷委員：前よりも、こっちの方のマンションが購入しやすくなったのではないですか。値段が下がって。だから若い人たちも買える。こっちの方がいいと思って。な気がしますね。

原田委員：これって生まれた時の数字っていう事ですか。千代田区で生まれた時の数字という事なのですか。

支援事業者：千代田区にお住まいの区民の何歳からだっけ、16 から 49 の女性の方がどれだけ出産されたのかっていう数字になります。すごく雑な言い方ですけども。なので、実数から出ている数字になります。

原田委員：じゃあ実際、もう、1、2 歳の子がいるっていう状態が入ってきた、転入してきたというのはここには反映されていないという事ですね。

支援事業者：入らない筈です。

原田委員：区民が、本当に実際産んだ。

支援事業者：出産数から出ているはずだと思います。

児谷委員：では二子を結構産むので、入って来て、うち隣が保育園ですけど、またお腹大きくなっている方をよく見かけるようになりますから、二子を産むという感じじゃないですか。

原田委員：やっぱり子育てしやすいと、二子目、三子目っていうのが生まれる事もありますかね。ただ、今は分からないですけど、ちょっと知っている方では、千代田区は待機児童が少ないからやっぱり入りやすいとって来るんですけど、子どもが就学ぐらい、ちょっと大きくなると、もうちょっと緑が多いところにまた移ってしまうみたいな、保育園需要の為に入って来る人も、一定数いるのは、実際見ていて感じられたので、その辺、追えているのか、どうなのかなという不安はありますけど。だから本当に単純に、その子たちが学童を使ってという風に、単純に上に上がって行くかどうかは不安というか、疑問がちょっとはあります。

事務局（河合部長）：先ほどの人口の推計で、あと 30 年ぐらいは増加の傾向です。平成 57 年ぐらいまでは増加の傾向で、その後は上がるかそのまま頭打ちか少し下がるかなのですが、今の推計上は、あと 30 年近くは上がっていくだろうという事になっています。

三浦会長：何人ぐらい予定されているのですか。30 年後。今 5 万 8 千人ですが。

事務局（河合部長）：30 年後で、基本的な真ん中だと 8 万人ぐらいです。推計なので、色々な社会状況で変わってくるかと思いますが。今の状況の中で推計を取ります

と、大体30年近くまでこう伸びて行って、8万人くらいまで。ですからあと2万人ちょっとぐらいまでは伸びるんじゃないかと推計は出しています。

三浦会長：子どもの数の統計ってあるのですか。1人のところ、2人とか3人、4人とか。やっぱり3人4人の人が、千代田区すごく多いという印象を持っているんですけど。珍しくないですよ、3人いる方。

鈴木委員：そう、珍しくないですね、結構周りたくさんいらっしゃいます。

三浦会長：そろそろ時間も押してまいりましたので。統計は何かありますか。

事務局（河合部長）：いえ。今手持ちはないので、子ども部の方に聞かないとわからないので。

三浦会長：わかりました。ありがとうございます。では資料3はこれで。では最後に資料4に移りたいと思います。第5次千代田区男女平等推進行動計画の全体像（たたき台）について、よろしくお願ひします。

事務局（小阿瀬課長）：資料4になります。第5次千代田区男女平等推進行動計画の全体像（たたき台）という事で御覧頂ければと思います。こちらについては現行の計画、第4次の計画をベースと致しまして、前回頂いたご意見や、新しい法律や施策、社会的な動向を踏まえて第5次の行動計画として追加すると良いかなというものを盛り込んだものになっております。紫色の部分については第4次のもの、そのまま持ってきている状況でありまして、主に赤い所が今回、追加させて頂いたところとなっております。1つ目としては、右の方に性的マイノリティへの配慮というところがございます。これについてはここ最近、渋谷区や世田谷区などの施策をきっかけに、社会的関心が非常に高まっているというところもあったりとか、前回区民会議の方からもご意見頂いたり、そういった性的マイノリティの方の人権なんか、多様な性についての理解、配慮に関する事というのは、意識が高まってきているところもありますので、こういった部分を載せていったらどうかということで、追加をさせて頂いているところです。2つ目としては右側の下の方、女性の活躍に関する事を入れさせて頂いております。体系で言うと④のところ、人々の暮らしや働き方の変化に対応した、支援の充実を図るところの、施策の方向というところに、(6)から(10)になりますが、女性の就労、起業を応援する事業の実施についてですとか、また再就職に向けての支援、事業者向けの啓発事業の実施について、女性向けの啓発事業の実施について、その他女性活躍推進法の普及啓発とか、そういった事を載せさせて頂いております。ここでは女性参画拡大に向けた取り組みや女性の育成、環境整備などについて追加してはどうかという事で入れさせて頂いております。そのほか目標の5番目、左の欄の中間下の方ですが、推進体制の充実を図るところになります。従前ですと区役所の推進体制の充実という事しか触れていなかったんですが、

今回女性活躍推進法などで、やはり全体周知という事で、区内事業所とかの推進体制の充実というものも、啓発など図っていかねばならないという所もあり、及び区内事業所の、というところもプラスしております。その他中間に重点項目というのを入れさせて頂いたんですが、こちらについては現在の計画の中で重点項目というのは挙げさせて頂いてはいないんですが、現在他の区では、江東区や練馬など、新しい計画を作る中で、重点的に取り組む事項等を記載したりしているところもあります。そういった視点も必要なのではないかという事で、重点的に取り組む事項を、この部分に付け足したりとか、場合によっては施策の方向というところに星印か何かで、本当に重点的に取り組む事項については印をつけて行くとか。下線を引いたりとか、そんなような事も必要になってくるのかなという事でこの重点項目というところも入れさせて頂きました。それと、基本的な考え方というところに、3つ今、人生の選択肢を広げるとか、人々の生活や働き方の変化についてとか、DV・虐待等を入れさせて頂いているんですけども、これはこのたたき台を事務局の方で作って行く中で、ちょっと関係性が、先ほど来、鈴木先生からお話し頂いているのですけれども、関係性がちょっと分かりにくいと思っているところもありまして。一つは上の二つは少しほんわかした部分、でまとまっているのに対して、一番下の部分についてはDV・虐待。かなり唐突な部分があったりして、ちょっと、濃淡が激しい部分があったりとか。あと、基本的な考え方から目標とか、そこら辺、基本理念からなのかもしれませんが、ちょっと関係性というところでやっぱり分かりにくくなっているのかなというのを感じている部分ではあります。いずれに致しましてもこれは第4次の行動計画に新たな追加していく部分というものを入れさせて頂いたものをこのたたき台として出して頂いておりますので、今日御覧頂きまして、ご意見等頂けたら大変ありがたいなという所であります。説明は以上です。

三浦会長：ありがとうございます。この基本的な全体像について、ご意見ございますでしょうか。これちょっと少し整理をした方が良いという事ですので、改めて振り返りますと、基本理念はもうこれ決まっている理念、踏襲するという事なんですけど、3つパートがあるんですね。最初が性別による不平等がない、という事。2番目がだれもが自分で生き方を選べる事、3番目が選択が認められ参画できる社会、と3つになっているので、この3つに対応した形で基本的な考え方が提示されると、恐らく分かりやすいと思うんですね。で、その3つに対応した形で目標に行くと。もちろん部分的に色々と重複しますが、ただ整理としてはした方が分かりやすいのかなという風に思います。隣へ行くと基本的な考え方が今3つあって、上2つがほわっとして、3つ目が具体的だという話があったのですが、上2つが割とこう、生き方を選ぶ事、という話

になっているのです。で、3番目のDV・虐待というのは多分性別に不平等がない、にやや対応しているけれど、なんかすごく狭いところだけ切り取っていると。参画できるっていうところが入っていないという事で、基本理念と、基本的な考え方が、少し一致していないという事がありますので、こちら恐らく基本理念に一致した形で3つ提示すると、分かりやすいのかなという風に思います。より具体的に申し上げると、今ある1番目と2番目の丸いところはくっつける。そうすると選択肢があって、より多様な生き方が出来る、それを応援する、というのが一つ目の考え方の大枠で、2番目が恐らく性別による差別がないとか、暴力を根絶していくという事になるんだろうと思います。で、3番目がだれもが認められて参画できる社会と、するところきれいに対応していけると思うんですね。で、5つ目標ありますが、先ほど申し上げたように目標1のところを選択肢を広げると、男女平等の意識定着、この二つが入っているので、そこを分けると6個あるんですね。6個が2個ずつ塊で、上手くいくので、そうするといいのかなと思うんですね。つまり基本的な考え方の1が人生の選択肢を広げるとなると、目標のところは、人生の選択肢を広げる、1のところの半分ですね、それと4番がくっつく。2番目に性差別禁止とか暴力という風になりますと、目標の1の後半部分、男女平等意識の定着と、2番の暴力廃止、根絶をくっつける。3番目が参画の促進というところの3と5をくっつける。そうするときれいに3つ考え方があって、目標が2個ずつ一緒にくっつく。それで行くと、一応分かりやすいのかなという感じはしたんですが、皆様の感触はいかがですか。

櫻井委員：素晴らしい。分かりやすい。

鈴木委員：DVは重点項目とかに入れておけばいいって事ですよ。

三浦会長：そうですね。より具体的なので。だからより大きな言葉としては、多分性差別を撤廃し性暴力を根絶するとか、そんなような言葉になり、具体的にはDVや虐待の根絶を目指すとか支援していくとかになります。

五十嵐委員：すみません、ちょっと難しい気がしたのは、性的マイノリティへの配慮をどこに入れていくかという事なのですが。基本的にはその、性別による不平等がなくというところに入ってくると思うのですけれども、一応その生き方を選ぶという所にも繋がるからこそ、元々この人生の選択肢を広げると共にというところに入っていたんだと思うんですね。ただ人生の選択肢を広げるというのは、色々な働き方を認める、子育てや介護があっても仕事にも邁進出来る環境というところでも同じように使われているので、ちょっとその辺りに少し混乱が出てきているように思いました。そうするとやはり、性別による不平等がなく、からくるこの男女平等意識の定着を図るところに、性的マイノリティへの配慮というものが繋がって来ると、整理をするこ

とになりましょうか。それとも人生の選択肢を広げるという方に、入れて行くことに。なりましょうか。

三浦会長：こちら施策の方向では、同じのが多少繰り返してあり得ると思いますので、恐らく性的マイノリティの配慮というのが、啓発系の話でしたらこの意識の定着という方向に入って行って、人生の選択を広げるというところだと、性的マイノリティへの差別、その雇用差別みたいなところがあれば、そこはその他の雇用の支援のところに入るといえる事になるのですが、今のところの性的マイノリティへの施策は、啓発と、先ほどいったトイレみたいな事と。雇用まではちょっとまだいっていないという事になりましょうか。

事務局（小阿瀬課長）：はい、そうですね。

三浦会長：事業主への啓発みたいなのが入ってきたりすると、選択肢を広げるというところにも入れられます。学校教育での啓発は、男女平等意識のところ、男女じゃないですけどね、まあ性差別、意識撤廃という事ではそこに、性的マイノリティへの配慮を入れて、もっと具体的な取り組み、事業主に対しての指導・啓発みたいな事があるのだとすると、そちらの選択肢を広げるというところにあって、両方に入れちゃっても構わないんじゃないでしょうか。

事務局（小阿瀬課長）：そうですね。これ全然正解なものじゃなくてですね。やっぱりそういった、じっくりくる場所があったと思いますので。そこは先生も、五十嵐委員も仰った通りだと思います。検討させていただきます。

内山委員：すいません、この表なんですけれども、目標の後に重点項目という事なんですけれども、重点項目は具体的に事業とかを書く形になるんですか。例えば人権尊重・男女平等に対する意識啓発についてリーフレットを作るとか、何かそういった事業を具体的に書かれるのか、それとも、先ほど何か線を引くだけって。そうすると、施策の方向の後に重点項目を入れた方が、表の位置のバランスとして。今、手前なんですけれども、順番としては後の方が。

事務局（小阿瀬課長）：そうですね。我々も事務局として作っている中でですね。この重点項目の場所も確かに内山委員が仰ったように、ここではなくて、後ろに具体的なものを載せたら良いのではないかとかいうお話も確かにあります。順番がここで良いのかというのは、やっぱりここが正解かどうかは分からない点もありますので。後ろに持って行くという事も必要かと思えます。

内山委員：具体的な事業を、これを重点という事であれば。施策の方向の後についてくると思うんですけれども。施策の方向の中の重点項目という事であれば、ここで良いとは思いますが。

事務局（小阿瀬課長）：そうですね。施策の方向をそのまま重点項目にするのか。もしくはもう少し下げて、具体的な取り組みを重点の取組として、再掲、また新たに掲載するのかというのは、あるかと思えますので。そこはもう少しご意見を。

事務局（河合部長）：事業とか何かを入れるのであれば施策の方向の後ですよって事ですよね。重点項目のところに、どういうイメージで入れていくのかによっては、今の場所か、後ろかっていう事ですよね。そこはちょっと、検討させて頂ければと思います。

三浦会長：施策の方向の中で、何か一部取り出すというか、恐らくなんか目玉施策とか目玉の数値目標とかってというのがあった方が、計画としては非常にこう、締まりが良いと。具体性も持たせられるので。かつてもやはり数値目標が施策の方向性の後についていましたから。恐らく重点項目という形で前に切り出すよりは、施策の方向性の後に、より具体的な何か目玉のプロジェクトとか、目玉の数値目標おかれた方が、より大きい、抽象的なところから具体的なところに落ちてきて、計画としては分かりやすいかなと思います。

事務局（小阿瀬課長）：はい。ありがとうございます。

櫻井委員：すみません。世田谷区とか渋谷区の条例が決まりましたよね。でも千代田区は何となくあいまいのまま終わらして、何回も同じテーマでお勉強した筈だったんですけど。きちんとした形になりませんでしたけども。今回はそういうものを、きちんとした形になっていくというのは。それは我々の提案ではないですか。

土堤内委員：4次の時に、(前期会長の)藤原さんが23区の中でもパートナーシップ条例が出来てきている中で、千代田区は作らないのかっていう話が、ペンディングのまま来ていたんですよ。だから、それ、まあ大きな話なんでね。それを要はこの中に、議論も引き継ぎながら、盛り込んでくのかどうか。

櫻井委員：それは区が、もっとすっきりなさる事なのか。ちょっと。

三浦会長：そうですね。どこまでここで踏み込んで出せるのか。ただご提案としてはあるという事ですね。

土堤内委員：少なくとも前はそれが出ていて。

櫻井委員：それが出ていて。あの、結構2回ぐらいね。回を重ねてお話をさせて頂いたんですけど。結論が出ないまま2回は。一応、4次の時は終わってしまったので。

事務局（小阿瀬課長）：男女共同参画条例ですか。

三浦会長：いや、パートナーシップ条例を、千代田区でもやると、計画レベルで書けるかどうかっていう事ですね。

事務局（河合部長）：前期会議の時に条例の話があって、藤原先生が条例作ったらどうかについて、そうだと言う委員の人もいたり、条例だけ作って実がないんだったらどうだろうという話があったので、それは慎重に議論して今後考えて整理した方がいいんじゃないですかって事でした。

櫻井委員：そうですね、で、多分その時期はとて大きくマスコミでも取り上げられた時

と。会議が、たまたま同じような時期でしたので。問題としてはね。あの大きく取り上げてこの中で色々あったんですけれど。

事務局（河合部長）：区としてどこまで取り上げるのかっていうのが。結構難しい部分では確かにあると思うんですけどね。

五十嵐委員：施策の内容を微調整するときに、その条例レベルではなくて、タイムリーに変えられる方がいいのではないかという観点もございましたよね。

事務局（河合部長）：確かにありました。計画の中には、やっぱり落とすという事ではあるんですけれども、そのパートナーシップ条例とかそこら辺の事について、ちょっと触れるかどうかというのがあります。区の方針みたいな、大きな事でもありますので、ちょっとそこまでこの計画で載せきれるのかどうかというのが、なかなか。難しい部分ではあります。

三浦会長：一応条例は上位のことで、下位の計画なので。計画の中に条例の制定を求められて、普通は書けないですよ。意識啓発はもちろん出来ます。書き方が非常に難しいのかなとは思いますが。ただ目的としては性別による不平等がなく誰でも自由な生き方を選べるというのは、パートナーシップ条例がこの理念には合致した話になりますから、書きぶりを少し工夫して頂いて、書けるぎりぎりの所ってどんな表現なのかご検討頂けますか。

事務局（河合部長）：書きぶりのお話だと思いますので、中で議論して整理したいと思います。またその後、こんな感じで、ということでご意見頂ければと思います。

三浦会長：他に何かいかがですか。

千野委員：ちょっと話が戻っちゃうかもしれないんですけど、最初の基本理念のこの3つを分けて基本的な考え方にして、それをまた二つにして目標にして、具体的な施策という話が出たと思うんですけど、誰もが自分で生き方を選ぶ事が出来るところが、基本的な考え方一つの丸になったとすると、その目標も二つになって、施策の方向もそれに伴うと思うんですけど、今施策の方向、今は5つの段階で見ていると、結構性別による不平等がなくというところに重点を置いているような気が私はして、誰もが自分で生き方を選ぶ事が出来るところの具体的な施策の方向が少ないのかなという気がしたので、性別による不平等がなくの部分に、今かなり結構ある施策の性別による不平等がなくの部分をもとめて、誰もが自分で生き方を選ぶ事が出来るところの施策ももう少し具体的なものを増やした方がいいのかなと思いました。

三浦会長：はい、ありがとうございました。これ性別による不平等がないという事がベースとなって誰もが自由な生き方を選べるので、きっちりと分けられるものではなくてとても関連しているんですけども、一応便宜的に分ける為に、割と意識啓発に重点を置いた項目と、そこより具体的な雇用とかあるいは子育て

てという形で、具体的な施策を一応分けたという、分け方になるんだと思うんですね。なので、数的に言うと、4番のところはほぼ残りますから。ここが今回赤字も入れると結構項目が多くて、それがだれもが自由に生き方を選べる、の所に入るのだと思うんですね。で、今の目標1と2のところはドッキングするような形になって、また3と5がドッキングしていくので、多分3つに整理して、そこにそれぞれ二つずつあったりすると、項目の数は何となく大体一致するみたいになります。だからなんだってことはないんですが、見た目が少しきれいになるというのはあります。

事務局（小阿瀬課長）：バランス。そうですね。ありがとうございます。検討させていただきます。

三浦会長：重点项目的にこれちょっと何か力入れたらいいんじゃないかみたいなご意見はございますか。

鈴木委員：他のものがあればもしかしたら違うかもしれませんが、先ほどの事業者で、千代田区の取組を知らないっていう例がありましたので。ちょっと事業者向けの啓発事業の推進というのはあるのかもしれないと思います。

事務局（小阿瀬課長）：ありがとうございます。検討させていただきます。

三浦会長：いかがでしょうか。次回にはまたこの重点項目に相当するものは、事務局の原案みたいな形が出来ていますか。

事務局（小阿瀬課長）：そうですね。今頂いたご意見の中で重点项目的な部分を拾わせて頂いて、そこを明記したりだとか。今日三浦会長からも頂いた組み換えとかの部分も含めて、次回は案としてお出し出来ればと思っております。そこでまたご意見を頂ければと思います。

三浦会長：たとえば参画の充実というのが、③と⑤をくっつけるんだとすると、参画の促進みたいな項目になり、施策の方向の後に重点項目が作られるとしたら、例えば防災会議における女性委員比率何%とか。そんな形で出来るといいですかね。

事務局（小阿瀬課長）：はい。検討させていただきます。

三浦会長：時間も大分超過してしまいましたけれど、皆さまから活発なご意見ありがとうございました。本日の議論を反映させて次回の9月の第3回の区民会議にて、提言骨子案を固めて、10月の第4回区民会議によってそれを確定させ、パブコメとなりますので。第3回が非常に重要な場になるのではないかという風に思います。また次回会議までに皆様のご意見をまとめて、頂ければという風に思います。以上で本日の議題を全て終了とさせていただきます。長時間にわたり皆さまどうもありがとうございました。次回の第3回区民会議の予定としては9月14日水曜日、本日と同じ18時半から401会議室、前回の会議室ですね。で、開催致します。皆さまご都合のつく方は是非ご参加ください。

以上で平成 28 年度第 2 回千代田区男女平等推進区民会議を閉会致します。皆さまありがとうございました。